

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	32	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（航空機燃料譲与税）</u>	
要望項目名	航空機燃料譲与税に関する航空機燃料税の譲与割合の引き上げの延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与する。</p> <p>・特例措置の内容 航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、航空機燃料税譲与税額の水準を維持するため、航空機燃料税から航空機燃料税譲与税として譲与される額の割合の引き上げを3年間延長する。 現行 航空機燃料税収入額の2/13 変更後 航空機燃料税収入額の2/9</p> <p>※航空機燃料税の特例措置の内容（延長要望）</p> <ol style="list-style-type: none"> 航空機燃料に係る航空機燃料税の税額について、平成26年度から平成28年度まで、18,000円/キロメートル（特例適用前26,000円/キロメートル）とする。 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例 租税特別措置法第90条の8の2に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、平成26年度から平成28年度まで、9,000円/キロメートル（特例適用前13,000円/キロメートル）とする。 〈内閣府との共同要望〉 租税特別措置法第90条の9に定める「特定離島路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額について、平成26年度から平成28年度まで、13,500円/キロメートル（特例適用前19,500円/キロメートル）とする。 	
関係条文	航空機燃料譲与税法 第1条・航空機燃料税法 第11条 航空機燃料譲与税法附則 2項	
減収見込額	[初年度] ー (ー) [平年度] ー (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、航空機燃料税の特別措置の延長に合わせ、譲与税額が従前と同水準となるよう譲与割合の引き上げを延長する。</p> <p>(2) 施策の必要性 航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の一定割合を譲与することとされていることから、航空機燃料税を大幅に軽減する一方、従前と同水準の税収を維持するため、航空機燃料税から空港関係地方自治体に譲与する譲与割合を引き上げる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	
	ページ	32—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 制度創設（3 年間）</p>